第二十四条の二十七第一項第三号中「又は第二十四条の六の六第一項」を「若しくは第二十四条の六の六第一項」に、「その」を「、又は金融サービスの提供に関する法律第三十八条第一項（第二号から第四号までを除く。）の規定により同法第十二条の登録（貸金業貸付媒介業務の種別に係るものに限る。）を取り消され、その」に改め、同項第五号中「若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（」に、「の規定を除く。）」を「を除く。）若しくは金融サービスの提供に関する法律の規定」に改める。

第三十七条第一項中「貸金業者」の下に「又は貸金業に類するものとして内閣府令で定める業務を行う者」を加え、同条第二項中「すべて」を「全て」に改める。

（保険業法の一部改正）

第十一条　保険業法（平成七年法律第百五号）の一部を次のように改正する。

第百六条第一項第六号中「同条第十一項（定義）」を「同条第十一項」に改め、同号イ及びロ中「（定義）」を削り、同号ハ中「（通則）」を削り、同号ニ中「（定義）」を削り、同号の次に次の一号を加える。

六の二　金融サービス仲介業者（金融サービスの提供に関する法律（平成十二年法律第百一号）第十一条第六項（定義）に規定する金融サービス仲介業者をいう。次編及び第三百九条第一項第六号において同じ。）のうち、有価証券等仲介業務（同法第十一条第四項に規定する有価証券等仲介業務をいい、次に掲げる行為のいずれかを行うものに限る。以下この号において同じ。）のほか、有価証券等仲介業務に付随する業務その他の内閣府令で定める業務を専ら営むもの

イ　金融サービスの提供に関する法律第十一条第四項第一号に掲げる行為

ロ　金融サービスの提供に関する法律第十一条第四項第二号に掲げる行為（前号ロ又はハに掲げる行為に該当するものに限る。）

ハ　金融サービスの提供に関する法律第十一条第四項第三号に掲げる行為

第百六条第二項第八号イ中「（兼営の認可）」を削る。

第二百七十一条の二十二第一項第六号の次に次の一号を加える。

六の二　第百六条第一項第六号の二に掲げる会社

第二百七十二条の四第一項第七号中「又はこの法律」を「若しくは金融サービスの提供に関する法律第三十八条第一項（第二号、第四号及び第五号を除く。）（監督上の処分）の規定により同法第十二条（登録）の登録（保険媒介業務（同法第十一条第三項（定義）に規定する保険媒介業務をいう。以下同じ。）の種別に係るものに限る。）を取り消された場合又はこの法律若しくは金融サービスの提供に関する法律」に改め、同項第八号中「又はこれら」を「若しくは金融サービスの提供に関する法律又はこれら」に改め、同項第十号ハ及びニ中「又はこの法律」を「若しくは金融サービスの提供に関する法律第三十八条第一項（第二号、第四号及び第五号を除く。）の規定により同法第十二条の登録（保険媒介業務の種別に係るものに限る。）を取り消された場合又はこの法律若しくは金融サービスの提供に関する法律」に改める。

第二百七十二条の三十三第一項第一号ハ(1)中「又はこの法律」を「若しくは金融サービスの提供に関する法律第三十八条第一項（第二号、第四号及び第五号を除く。）（監督上の処分）の規定により同法第十二条（登録）の登録（保険媒介業務の種別に係るものに限る。）を取り消された場合又はこの法律若しくは金融サービスの提供に関する法律」に改め、同号ホ中「代表者、」を「代表者若しくは」に、「又はこの法律」を「若しくは金融サービスの提供に関する法律第三十八条第三項の規定により解任を命ぜられた役員又はこの法律若しくは金融サービスの提供に関する法律」に改める。

第二百七十二条の三十三第一項第一号ハ(1)中「又はこの法律」を「若しくは金融サービスの提供に関する法律第三十八条第一項（第二号、第四号及び第五号を除く。）（監督上の処分）の規定により同法第十二条（登録）の登録（保険媒介業務の種別に係るものに限る。）を取り消された場合又はこの法律若しくは金融サービスの提供に関する法律」を「若しくは金融サービスの提供に関する法律又はこれら」に改め、同項第四号中「の登録を」を「の登録を取り消され、若しくは金融サービスの提供に関する法律第三十八条第一項（第二号、第四号及び第五号を除く。）（監督上の処分）の規定により同法第十二条（登録）の登録（保険媒介業務の種別に係るものに限る。）を」に、「又は保険募集」を「又は金融サービス仲介業者（保険媒介業務を行う者に限る。）」に改め、同項第七号中「保険募集」の下に「又は保険媒介業務」を加え、同項第八号中「又は次号」を「、次号又は第十一号ロ」に改め、同項第十号中「第七号」の下に「又は次号ロ」を加え、同項第十一号中「第七号」を「次のいずれか」に改め、同号に次のように加える。

イ　第七号に該当する者

ロ　金融サービス仲介業者

第二百八十条第一項各号中「とき。」を「とき」に改め、同項に次の一号を加える。

七　金融サービスの提供に関する法律第十二条（登録）の登録（保険媒介業務の種別に係るものに限る。）を受けたとき　当該登録又は変更登録を受けた者

第二百八十条第三項中「第六号」を「第七号」に改める。

第二百八十九条第一項第三号中「又はこれ」を「若しくは金融サービスの提供に関する法律又はこれら」に改め、同項第四号中「の登録を」を「の登録を取り消され、若しくは金融サービスの提供に関する法律第三十八条第一項（第二号、第四号及び第五号を除く。）（監督上の処分）の規定により同法第十二条（登録）の登録（保険媒介業務の種別に係るものに限る。）を」に、「法律」を「法律若しくは金融サービスの提供に関する法律」に改め、同項第六号中「保険募集」の下に「又は保険媒介業務」を加え、同項第七号中「又は」を「若しくは」に改め、「限る。）」の下に「又は金融サービス仲介業者（保険媒介業務を行う者に限る。第九号ハにおいて同じ。）の役員若しくは保険契約の締結の媒介を行う使用人」を加え、同項第八号中「前各号」の下に「又は次号ハ」を加え、同項第九号に次のように加える。

ハ　金融サービス仲介業者

第二百九十条第一項各号中「とき。」を「とき」に改め、同項に次の一号を加える。

七　金融サービスの提供に関する法律第十二条（登録）の登録（保険媒介業務の種別に係るものに限る。）又は同法第十六条第一項（変更登録等）の変更登録（保険媒介業務の種別の追加に係るものに限る。）を受けたとき　当該登録又は変更登録を受けた者

第二百九十条第三項中「第六号」を「第七号」に改める。

第三百九条第一項第六号中「又は保険仲立人」を「若しくは保険仲立人又は金融サービス仲介業者（保険媒介業務を行う者に限る。）」に改める。

（農林中央金庫法の一部改正）

第十二条　農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）の一部を次のように改正する。

第五十四条第三項第五号中「同法第二条第十二項に規定する」を削り、「金融商品仲介業者」の下に「（同法第二条第十二項に規定する金融商品仲介業者をいう。）又は金融サービス仲介業者（金融サービスの提供に関する法律（平成十二年法律第百一号）第十一条第六項に規定する金融サービス仲介業者をいい、有価証券等仲介業務（同条第四項に規定する有価証券等仲介業務をいう。第七十二条第一項第三号の二において同じ。）を行う者に限る。）」を加え、同条第六項第一号ト中「すべて」を「全て」に改める。

第七十二条第一項第三号の次に次の一号を加える。

三の二　金融サービスの提供に関する法律第十一条第六項に規定する金融サービス仲介業者のうち、有価証券等仲介業務（次に掲げる行為のいずれかを行うものに限る。以下この号において同じ。）のほか、有価証券等仲介業務に付随する業務その他の主務省令で定める業務を専ら営むもの

イ　金融サービスの提供に関する法律第十一条第四項第一号に掲げる行為

ロ　金融サービスの提供に関する法律第十一条第四項第二号に掲げる行為（前号ロ又はハに掲げる行為に該当するものに限る。）

ハ　金融サービスの提供に関する法律第十一条第四項第三号に掲げる行為